

事 務 連 絡
令和2年1月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（依頼）

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されております。また、外務省により本日、武漢を含む中国湖北省全域が「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に引き上げられたところです（湖北省以外は引き続きレベル1）。

新型コロナウイルス関連肺炎に関するWHOや国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本疾患は、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

については、下記関連情報ホームページで最新の情報を確認の上、必要に応じて、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応に係る情報について、児童生徒、学生、保護者及び教職員等に周知するとともに、安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

○関連情報ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ））

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

（新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生について（令和 2 年 1 月 24 日））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09079.html

（外務省海外安全ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T014.html#ad-image-0

※一般的な感染症対策については、下記資料の「Ⅱ. 学校における感染症への対応」をご参照ください。

（学校において予防すべき感染症の解説＜平成 30（2018）年 3 月発行＞）

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#1

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官

T E L : 03-6734-2976